

静岡県告示第28号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月19日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
静岡県信用漁業協同組合連合会	静岡市葵区迫手町9番18号	(略)	静岡県信用漁業協同組合連合会	静岡市葵区迫手町9番18号	(略)
		<u>沼津市戸田523番地</u> <u>の9 沼津支所内</u>			<u>沼津市戸田339番地</u> <u>沼津支所内</u>
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は平成29年9月19日から適用する。